

「第277回判例・事例研究会」

テーマ：過払金返還請求権の消滅時効の起算点

日 時	平成30年11月14日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

事件の表示	事 件 名 不当利得返還請求事件 判 決 平成27年7月3日/平26(ワ)4346号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● 原告は、貸金業者である被告との間で、昭和54年8月17日から平成18年1月25日までの間、継続的消費貸借取引（以下「本件取引」という）を行い、制限利率を超える金利での貸付けに関して、不当利得の返還等を求めた事案。● 被告は、平成6年2月8日、原告について、他社からの借入件数や借入金額のみを見ればそれぞれの貸付停止基準には至っていないものの、諸事情を総合すると信用状態に不安があり、回収難度が高い場合に当たる「支払不実」に該当するとして、原告に対する新たな貸付けを停止する措置を採り、原告への貸付限度額を0円とした（以下「本件貸付停止措置」という）。● 被告において貸付停止措置が採られると、借主に交付される取引明細書には、通常の場合に印字される「利用可能額」欄が印字されなくなる。● 原告と被告の連絡は同年9月9日を最後に途絶え、被告は、同月30日、原告との連絡が全く取れず、回収の見込みがないことを理由に、原告に対する貸金債権残額49万9822円につき、貸倒損金としての処理を行った。● しかし、同年8月15日に原告との連絡が再開されたことにより、同月22日以降、本件取引が再開された。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常原告は、消滅時効の起算点を本件取引終了時点と主張するのに対し、本件において被告は、貸付停止措置が採られたことにより過払金の消滅時効は、過払金が発生した時点から進行すると主張した。
<p style="text-align: center;">論点</p>	<p>消滅時効の起算点の時期</p>
<p style="text-align: center;">判旨</p>	<p>【論点の判断】 被告の主張を認めた（下記、最判平成21年1月22日における、特段の事情を肯定した）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本件取引に係る基本契約は、過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されるどころ、このような過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当であって、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、<u>過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当</u>である（最判平成21年1月22日・民集63巻1号247頁）。 ● 本件貸付停止措置が採られたことにより、被告から原告に新たな貸付けがされ、新たな借入金債務が発生することが見込まれない状態となった。 ● 原告としても、平成6年2月21日に店頭において返済を行い、「利用可能額」欄が印字されていない利用明細書の交付を受けたものと認められることからすると、本件貸付停止措置が採られ、被告から新たな貸付けを受けることができず、新たな借入金債務が発生する見込みのない状態となったことを認識するに至り、現に同日以降に被告から新たな貸付けを受けていないことが認められる。 ● 以上より、本件取引については、平成6年2月8日に本件貸付停止措置が採られたことにより、原告が過払金返還請求権を行使する上で、過払金充当合意の存在が法律上の障害とはならなくなったというべきであるから、原告の被告に対する過払金返還請求権の消滅時効は、同日から進行し、その後発生した過払金返還請求権は、過払金が発生した時点から消滅時効が進行する特段の事情があったと認められる。